

利用者（被保険者）

要介護認定の申請

★ 役所 又は地域包括支援センターへ申請
(介護保険被保険者証を添えて)



★ 認定調査

コンピュータによる判定
心身の状態などの調査
結果をコンピュータに
入力し、介護に必要な
時間を推計します。

認定調査の際に
調査項目に関連
して聞き取って
きた事項

★ 主治医意見書

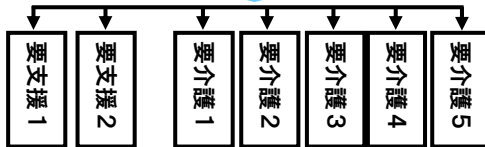


介護認定審査会による審査判定

審査会は、保健・医療・福祉に関する専門家で構成されます。

要 介 護 認 定

★ 結 果 通 知



居宅サービス計画の作成
・地域包括支援センター

居宅サービス計画作成依頼届出書を
役所へ提出
(介護保険被保険者証をそえて)

介護予防
サービスの利用

※施設サービスは
利用できません。

居宅サービス計画の作成
・指定居宅介護支援事業所

居宅サービス計画作成依頼届出書を
役所へ提出
(介護保険被保険者証をそえて)

居宅介護
サービスの利用

介護保険施設
への入居

原則として、申請から20日以内に認定結果が通知されます。

★ 申請者が対応する事柄